

第3四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(E05445)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	12
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(5) 【大株主の状況】	13
(6) 【議決権の状況】	13
【発行済株式】	13
【自己株式等】	13
2 【株価の推移】	14
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
(1) 【四半期貸借対照表】	16
(2) 【四半期損益計算書】	17
【第3四半期累計期間】	17
【第3四半期会計期間】	18
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	19
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	20

【注記事項】	21
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第3四半期 累計期間	第9期 第3四半期 会計期間	第8期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（千円）	261,335	81,916	502,319
経常損失（千円）	245,501	86,091	236,548
四半期（当期）純損失（千円）	492,544	86,670	140,890
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	-	-	-
資本金（千円）	-	1,988,055	1,982,055
発行済株式総数（株）	-	24,826	24,676
純資産額（千円）	-	3,742,527	4,223,072
総資産額（千円）	-	3,804,765	4,286,298
1株当たり純資産額（円）	-	150,750.32	171,140.88
1株当たり四半期（当期）純損失 金額（円）	19,948.13	3,505.85	5,736.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-
自己資本比率（％）	-	98.4	98.5
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	90,552	-	101,528
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	7,133	-	8,187
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	12,000	-	12,320
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	-	3,432,265	3,517,951
従業員数（人）	-	35	38

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	35
---------	----

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．従業員数が当第3四半期会計期間において5名減少したのは、主として従業員の自己都合退職によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	7,315
ハードウェアライセンス事業 (千円)	39,666
合計 (千円)	46,981

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソフトウェアライセンス事業	27,355	10,749
ハードウェアライセンス事業	93,711	33,400
合計	121,066	44,149

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	16,605
ハードウェアライセンス事業 (千円)	65,311
合計 (千円)	81,916

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当第3四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	49,393	60.30
NECエレクトロニクス株式会社	14,455	17.65

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年12月25日開催の取締役会において、ジェネシス・テクノロジー株式会社より、半導体設計や組み込みソフトウェアなど、ハードウェア設計とソフトウェア設計の両事業を譲り受けることを決議し、同日付けで事業譲渡契約を締結し、平成21年2月1日付で事業を譲受けました。

なお、事業譲受けの概要につきましては、「第5 経理の状況 1. 四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載の通りであります。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）における我が国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的な信用バブルの崩壊とそれに伴う実体経済の急速な悪化の影響を強く受け、10月以降、急激かつ大幅な減産や雇用調整の中、極めて低調裏に推移しました。

このような中、当社の主要顧客業界である電子機器関連業界でも、第3四半期会計期間は今まで以上の大幅な減産や投資計画の見直しを進めるなど、極めて厳しい状況となりました。

技術面では、携帯型端末におけるワンセグ機能の定着に加え、より高画質、大画面の方向に向かっていることには変わりがないため、映像・画像の圧縮伸張技術において高度な技術が要求されており、ビデオコーデックにおける優れたアルゴリズムを市場が求めております。また、デジタル情報家電における各製品の競争力においても、高画質化に加え高音質化が加わり、低消費電力を併せて実現するオーディオコーデックが期待されております。

このような中、DMNAアルゴリズムを用いて高画質・高音質はもちろん、地球環境にやさしい省エネルギーなグリーン製品群を提供している当社は、国際標準規格に基づく圧縮伸張ソリューションの機能強化ならびに受注活動を行うとともに、独自規格のオリジナル・コーデックやフレームレート変換など、新たに開発した新製品をさらに市場投入すべく営業努力を重ねてまいりました。

当期間における当社技術の採用実績としましては、携帯電話、ミュージックプレーヤー等の携帯型端末分野では、大手通信キャリアの携帯端末にH.264デコーダが採用されました。また、成長路線にあるデジタルフォトフレーム分野でも当社のJPEGデコーダ、MP3デコーダが、同じく今後とも成長が期待される監視カメラ分野でも当社のMPEG4エンコーダが複数採用されました。さらに、今後拡大が期待されるネットワークによる動画配信システムにも当社技術（低ビットレートでも高画質）が量産を前提とした評価ライセンスとして採用されました。

一方、損益面では、売上高の伸び悩みにより販管費などのコストを賄うことができず、大幅な損失計上のやむなきに至っております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は81百万円となり、経常損失86百万円、四半期純損失86百万円となりました。

なお、事業別の業績につきましては、次のとおりです。

(ソフトウェアライセンス事業)

営業活動におきましては、従来の単体IPでのライセンス販売から複数IPをモジュール化してのライセンス販売に力をいれました。

中規模案件である携帯端末向けH.264や小規模ながらデジタルフォトフレーム向けにJPEG/MP3の各種ライセンス案件が複数獲得できました。セキュリティ関連では、ドアフォン向け映像アダプタへMPEG4エンコーダが採用されました。また、比較的大型案件となるネットワーク動画配信向けの映像最適化システムへの、量産を前提とした評価ライセンス採用が売上に貢献するとともに、ワンセグ関連機器向けにライセンス提供したH.264からのランニング・ロイヤルティが売上を下支えしました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は16百万円となりました。

(ハードウェアライセンス事業)

営業活動におきましては、スケーラーLSI用IP（超解像）を中心にライセンス販売活動を展開しました。

大型新規案件こそなかったものの、消費電力の低さに加え、映像品質の高さも合わせて高評価を得て携帯端末用システムLSIに採用されたH.264 Baseline Profileエンコーダ・デコーダからのランニング・ロイヤルティが売上を下支えしました。

なお、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）からの研究委託を受けており、受託収入を当事業の売上に計上しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は65百万円となりました。

(単機能LSI事業)

地上デジタル放送のコーデックにMPEG2が使用されていることからMPEG2単機能LSIの需要はあると考えておりますが、営業において苦戦が続いております。市場がH.264を求めていることから、当社では営業体制およびデモストレーション用ツールの強化に加え、MPEG2からH.264に変換するトランスコーデックLSIの需要動向を見極めながら開発方針においても大幅な見直しを行っております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高はありませんでした。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第 3 四半期会計期間における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、主に税引前四半期純損失を計上したことなどにより、第 2 四半期会計期間末に比して58百万円減少し、当第 3 四半期会計期間末には、3,432 百万円となりました。

当第 3 四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第 3 四半期会計期間において営業活動の結果使用した資金は67百万円となりました。

これは主に、税引前四半期純損失を85百万円計上したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第 3 四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は2百万円となりました。

これは主に、長期前払費用の取得による支出が1百万円発生したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第 3 四半期会計期間において財務活動の結果獲得した資金は12百万円となりました。

これは主に、株式の発行による収入が12百万円発生したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 3 四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第 3 四半期会計期間における研究開発活動の金額は、46百万円であります。

なお、当第 3 四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

品質を第一とする開発方針を徹底するとともに、開発日程の管理を強化していくことにより、売上案件の受注確度向上及び単機能LSI事業の早期立ち上げを推進します。また当期は“ Next 2011 ” 新規 3 ヶ年計画の初年度に当たります。ビデオ、オーディオのデータ圧縮技術もようやくその重要性が認識されて参りました。当社はその追い風にうまく乗れるよう、当社の圧縮技術が普及する戦略を駆使し、また事業上関連する企業との協業も視野に入れて、売上高の増加を図って参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	事業部門の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達 方法	取得予定年月
神戸テクノロジー センター	兵庫県神戸市 中央区	ソフトウェアライ センス事業 ハードウェアライ センス事業	研究開発施設 (ソフトウェア)	40	自己資金	平成21年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,800
計	76,800

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,826	24,826	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	24,826	24,826	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月16日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,095
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,095
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

(イ)新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を

生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（ロ）行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

（ハ）行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

（イ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

（ロ）株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

（ハ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

（イ）合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

（ロ）前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（ハ）（ハ）に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年 7 月 1 日 至 平成26年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」欄には、株主総会の決議における新株予約権数及び新株予約権の対象となる株式数から既に失効及び権利行使が行われた数を控除した数を記載しております。

2. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

4. 行使価額の調整

(イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

(イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

5. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記6に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	150	24,826	6,000	1,988,055	6,000	2,117,055

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第 3 四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 24,826	24,826	-
発行済株式総数	24,826	-	-
総株主の議決権	-	24,826	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	240,000	241,000	221,000	175,000	126,500	111,900	93,000	74,000	67,200
最低（円）	180,000	194,000	162,000	123,000	85,300	70,200	52,000	58,200	52,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

（１）新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任年月日
取締役	-	植松 芳哲	昭和17年10月3日	昭和42年4月 鐘淵紡績株式会社 入社 平成15年7月 サカタウエアハウス株式会社 入社	(注)	-	平成20年12月9日

（注）平成20年12月9日開催の臨時株主総会の終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

（２）退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	桑原 邦郎	平成20年9月13日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,532,610	3,618,135
売掛金	80,530	214,406
商品	-	34,713
その他	30,835	235,318
貸倒引当金	1,299	3,469
流動資産合計	3,642,676	4,099,105
固定資産		
有形固定資産	¹ 103,551	¹ 110,448
無形固定資産	4,850	6,825
投資その他の資産	53,686	69,918
固定資産合計	162,088	187,193
資産合計	3,804,765	4,286,298
負債の部		
流動負債		
引当金	8,780	8,602
その他	² 53,456	² 54,624
流動負債合計	62,237	63,226
負債合計	62,237	63,226
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,988,055	1,982,055
資本剰余金	2,117,055	2,111,055
利益剰余金	362,583	129,961
株主資本合計	3,742,527	4,223,072
純資産合計	3,742,527	4,223,072
負債純資産合計	3,804,765	4,286,298

(2) 【四半期損益計算書】
【第 3 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	261,335
売上原価	127,752
売上総利益	133,583
販売費及び一般管理費	391,668
営業損失 ()	258,084
営業外収益	
受取利息	13,196
その他	325
営業外収益合計	13,522
営業外費用	
為替差損	905
その他	33
営業外費用合計	938
経常損失 ()	245,501
特別利益	
貸倒引当金戻入額	2,169
特別利益合計	2,169
特別損失	
商品評価損	30,983
委託契約解約損	92,344
特別損失合計	123,327
税引前四半期純損失 ()	366,658
法人税、住民税及び事業税	1,438
法人税等調整額	124,447
法人税等合計	125,886
四半期純損失 ()	492,544

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	81,916
売上原価	46,981
売上総利益	34,935
販売費及び一般管理費	125,420
営業損失()	90,484
営業外収益	
受取利息	4,321
その他	105
営業外収益合計	4,426
営業外費用	
株式交付費	33
営業外費用合計	33
経常損失()	86,091
特別利益	
貸倒引当金戻入額	139
特別利益合計	139
税引前四半期純損失()	85,951
法人税、住民税及び事業税	719
法人税等合計	719
四半期純損失()	86,670

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 ()	366,658
減価償却費	14,835
貸倒引当金の増減額 (は減少)	2,169
賞与引当金の増減額 (は減少)	178
受取利息及び受取配当金	13,196
売上債権の増減額 (は増加)	133,876
たな卸資産の増減額 (は増加)	34,713
前渡金の増減額 (は増加)	92,344
その他	2,207
小計	103,869
利息及び配当金の受取額	14,617
法人税等の支払額	4,361
法人税等の還付額	3,061
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,552
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,543
長期前払費用の取得による支出	1,669
その他	3,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,133
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,000
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	85,686
現金及び現金同等物の期首残高	3,517,951
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,432,265

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益への影響はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第 3 四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、62,445千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、50,309千円であります。
2 未払法人税等 5,570千円 その他 47,886千円	2 未払法人税等 3,575千円 その他 51,048千円

(四半期損益計算書関係)

当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
研究開発費 151,120千円 賞与引当金繰入額 2,386千円

当第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
研究開発費 46,376千円 賞与引当金繰入額 2,386千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,532,610 預入期間が 3 か月を超える定期預金 100,345 現金及び預金同等物 3,432,265

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 24千株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 150,750.32円	1 株当たり純資産額 171,140.88円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 19,948.13円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 3,505.85円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
四半期純損失 (千円)	492,544	86,670
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	492,544	86,670
期中平均株式数 (株)	24,691	24,721
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第 3 四半期会計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)

当社は、平成20年12月25日開催の取締役会において、ジェネシス・テクノロジー株式会社より、半導体設計や組み込みソフトウェアなど、ハードウェア設計とソフトウェア設計の両事業を譲り受けることを決議し、同日付けで事業譲渡契約を締結し、平成21年 2 月 1 日付で事業を譲受けました。

事業の譲受の概要は以下のとおりであります。

(1) 事業の譲受の目的

ジェネシス・テクノロジー社の半導体設計事業には、ソフトウェア開発部門とハードウェア開発部門とがあり、いずれの部門におきましても当社の現有技術を補完する技術を有していると判断しております。基本コンセプトはアルゴリズムとインプリメントの有機結合です。

これらによって当社の技術カバー領域を拡大させることができ、さらにはそれらを組み合わせた新技術の開発などのシナジー効果により、お客様へ提供する技術ラインナップの更なる充実も期待できると判断いたしております。

(2) 譲り受ける相手会社の名称

ジェネシス・テクノロジー株式会社

(3) 譲り受ける事業の内容

半導体設計や組み込みソフトウェアなど、ハードウェア設計とソフトウェア設計の両事業

(4) 譲り受ける資産・負債の額 (なお今後の動向により変動することがあります。)

流動資産 8 百万円

固定資産 54 百万円

なお、譲受ける負債はございません。

(5) 譲受け価額

金90百万円 (なお今後の動向により変動することがあります。)

(6) 譲受の時期

平成21年 2 月 1 日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

業務執行社員 公認会計士 本宮 伸也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事項」に記載のとおり、会社は、平成20年12月25日開催の取締役会において、事業を譲り受けることを決議し、同日付けで事業譲渡契約を締結し、平成21年2月1日付けで事業を譲り受けた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。